

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄外

被控訴人 長崎県外1名

2020年(令和2年)6月30日

控訴理由書

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら代理人弁護士 馬奈木昭雄 外

第1 はじめに

本件訴訟は、被控訴人長崎県および佐世保市（以下「被控訴人ら」という）が、長崎県東彼杵郡川棚町石木郷，岩屋郷および木場郷地内に建設しようとしている石木ダム建設工事ならびにそれに伴う県道付替道路工事（以下、「本件工事」という）の続行の差し止めを求める事案である。

控訴人らは、本件工事地内に居住しているこうばる地区住民と、本件工事の目的たる石木ダムによって利水面での利益を得るとされている佐世保市民および、治水面での利益を得るとされている川棚町民のほか、本件工事地内に土地を有していたものらである。

控訴人らは、原審にて、「こうばるの豊かな自然とその恵みを享受しながら生活を営む権利」や「人が人として生きる権利（総体としての人間そのもの）及び人間の尊厳を維持して生きる権利」を主張し、人格権の侵害を根拠に本件工事の続行の差し止めを求めたが、それは、

控訴人らの被侵害利益が多岐にわたっており、それらすべてを包摂した権利すなわち人格権を主張したからである。

しかしながら、原裁判所は、①控訴人らが人格権ではなく、独自の権利を主張しているかのように解釈し、その権利としての具体性に欠けるとしたか、あるいは②それらが人格権の一側面として主張されていることを前提に、人格権の内容として認めるには具体性に欠けるとして、内容を正しく理解せず、あるいは、ダムの必要性の判断を回避するため、あえて、控訴人らの主張は抽象的であると切り捨てた。これは、裁判所の、司法としての役割の放棄である。

控訴人らが、独自の権利に基づく差止ではなく、人格権に基づく差止を請求していることは訴訟手続き上明らかであるし、原判決の主張整理でもそのように整理されているので、原判決の判示するところは明確ではないが、原判決は、上記②と判断したと解釈するのが合理的である。

そうすると、原判決は、本件工事により控訴人らが侵害される権利を「人格権の内容としては具体性に欠ける」と判示したことになる。

しかし、控訴人ら主張の権利は、以下に述べるように、具体性に欠けることはなく、かつ、過去の裁判例等に照らしても人格権として侵害行為の差し止めを求め得る権利である。

本控訴審においては、控訴人らの被保全権利について正しく判断し、本件工事には、控訴人らの人格権の制約を認めるだけの理由があるかについて、厳格に審理されなければならない。

第2 控訴人らの主張（原判決取り消し）

1 人格権について

控訴人らが主張している「こうばるの豊かな自然とその恵みを享受

しながら生活を営む権利」や「人が人として生きる権利（総体としての人間そのもの）及び人間の尊厳を維持して生きる権利」とは、自己が選択した土地で継続的かつ平穩に生活をし、快適な生活を営む権利ないしは人格的生存を図る権利である人格権である。

人格権とは、人が人として生きていくために必要不可欠な権利・利益の総体のことであり、人である以上当然に認められる権利である。

人は、生まれながらにして、社会を構成する自律的な個人として自由と生存を確保し、その尊厳性を維持するため、それに必要な一定の権利を固有している。この権利を基本的人権という。基本的人権は、人間が有する固有の尊厳に由来すると考えられており、日本国憲法は、この思想を「すべて国民は、個人として尊重される」（憲法13条）という条文で表明している（「憲法第6版」芦部信喜・高橋和之補訂82頁）。憲法が基本的人権を規定しているのは、個人が生まれながらにして有している権利を法的権利として確認したにすぎない。

そのため、憲法上規定されている基本的人権は、個人の自由と生存、個人の尊厳の保護のために設けられている。他方、憲法上明文の規定がなくても、人が、社会を構成する自律的な個人として自由と生存を確保し、その尊厳性を維持するための権利が認められ、まさに、人格権がその一つである。

人格権とは、「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益の総体であって、各人の人格に本質的なもの」（大阪高裁判決昭和50年11月27日）と表されるが、これには平穩な生活を送る権利も含まれる。それは、人は個人として尊重されるという憲法13条の趣旨からすると、尊厳ある生存のためには、生命だけでも、身体の安全だけでも足りず、それらに加えて精神的な自由、人間らしい生活というものが保障される必要があるためであり、人間の尊厳が根拠である基本的人

権の考え方からしても当然の帰結である。

このように、人格権の内容となる領域は、人の生命、身体、健康だけでなく、精神的平穏や精神的自由にも及ぶことが当然とされ、平穏生活権といった、精神的平穏や平穏な生活を侵害している場合の精神的人格権も保護されるという理解が確立している。

2 控訴人らが主張する権利

そして、控訴人らが主張する権利は、平穏な生活を送る権利であって、まさに「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益であって、各人の人格に本質的なもの」であるから、人格権として保障される。

すなわち、控訴人らが主張する権利は、その側面としては、自ら選択したこうばるの土地で住み続ける自由や、こうばるの土地で働き続ける自由、こうばるの土地・環境で子どもを産み育て教育する自由、人格を形成し発達させる自由、それらを自由に選択し、幸福を追求する自由であり、それぞれ、居住移転の自由（憲法 22 条）や、職業選択の自由（憲法 22 条）、教育の自由等として保障されている。

また、上記の各自由を享受しつつ、生まれ育ち生活の本拠としている土地で、家族や地域コミュニティーとのかかわりの中で人格を形成したり、そのような長年にわたって育まれてきた生活を継承することを選択したり、その選択のもと平穏な生活を送り幸福を追求するという自由も認められる。

控訴人らは、上記の個人の生命、身体、精神および生活に関する事項を自身で決定することができる権利として、「選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利」、「包括生活基盤に置いて継続的かつ安定的に生活する利益」を享受することが人格権として認められると主張するものである。

そして、以下、3で述べる通り、本件控訴人らが主張している平穩生活権が、これまでの裁判例等によっても、人格権の内容として保障されていることは明らかである。

3 判決、裁判例においても確立された権利であること

(1) 控訴人らが主張している権利は、これまでの裁判例からしても差止請求の根拠足り得る権利性が認められることは明らかである。

(2) 主な裁判例の概観

ア 古くは、氏名や名称について、他人と自分とを識別するものとして専属使用権みとめ、それによる使用禁止を認めている。これは、氏名を「自己を表象し、それによって自己の存在を明らかにするもの」と定義づけ、人格的利益とでもいうべき権利をもとに差し止めを求めることができるとされた（東京地裁昭和4年7月31日、岡山地裁昭和38年3月26日）。

人格的利益は、人の人格的な生存、人間の尊厳の維持のために基本的なことがらであるから、それが差し止めの根拠となりうるという点で、控訴人らの主張に合致するものである。

イ その後、騒音や振動による生活妨害に関し、当初は生命・身体に対する侵害として問題とされたが、次第に、快適で円満な生活を享受することを内容とする「生活妨害排除権」が認められるようになり、それらは人格権に基づくものと考えられるようになった。

すなわち、「一般に人格権（生活の妨害は身体的肉体的自由に対する侵害であるから人格権の侵害と考えるべきである。）または所有権を侵害され、もしくは侵害のおそれがある者としては、これが妨害の排除もしくは予防の請求権を有するものである」と判断された（佐賀地裁昭和42年10月12日）。

大阪国際空港事件の第一審判決（大阪地裁昭和49年2月27日）

でも、「人の日常生活を著しく妨害し人の健康にも害を及ぼす虞のある侵害行為が継続的かつ反復的に行われている場合には、その救済手段として」、「人格権に基づいて損害を生じさせている行為そのものの排除を求める差止請求が一定の要件のもとに認められるべきである」と判断され、それを受けた控訴審判決（大阪高裁昭和50年11月27日）は、「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益」の総体を人格権とすることができるとして、生命身体のみならず、精神および生活に関する利益も人格権に含めて差し止め請求権の根拠足り得るとした。判決は、このように人格権を保障する根拠として、「個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的なことがらであって、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、平穩、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限尊重されるべきものであって、憲法13条はその趣旨に立脚するものであり、同25条も半面からこれを裏付けているものと解することができる。」と述べている。

まさしく、控訴人らが主張する、継続的かつ平穩に生活をし、快適な生活を営む権利が人格権に含まれることを示唆している。

人格権に関する控訴審の判示は最高裁でも否定されず、判例上定着したと考えられる。これらの裁判例により、人格権の内容として生命身体だけでなく人格的利益が認められるという判断は確立され、人格権は差止請求の法的根拠として承認された。

ウ その後も、日照権に関する裁判例や暴力団事務所の使用差し止めに関する裁判例により、生活利益・平穩に生活する利益も人格権の一内容として差止請求の法的根拠たり得ることが確認された。

以上から、個人の平穩な生活に関する利益が人格権の内容として

差止請求の法的根拠たりうることにもはや争う余地はない。

エ 加えて、現在では、個人の人格形成、人格的発達という側面に焦点をあてて、平穩生活権の権利性が認められるようになっており、その権利性は確立したと言ってよい。

前橋地裁平成29年3月17日判決は、「人は、いかなる人生を歩むか、いかに自己実現をはかるかについて自己決定権を有している（憲法13条）。そして、日々の生活が、人間一人ひとりの自己決定権の行使により形成され、自らの個性を発揮して築き上げてきた成果であると同時に、将来において自己決定権を行使する際の基盤となるものであることからすると、個人の尊厳に最高の価値を置く我が国の憲法下において、民事上も、平穩な生活が権利または法的保護に値する利益であることに疑いはない。」と述べ、この平穩生活権の具体的な内実について次のように判示している。

「すなわち、憲法22条に定める居住移転の自由は、経済的自由にとどまらず、精神的自由の側面を持ち、一方で移転することにより人の精神的成長がはかれる側面があり、他方で一つの地域に住み続け、その地域の地理的環境を前提にして、長年にわたって生まれ発展してきた伝統、文化および生業の全部または一部を継承することを選択することも居住移転の自由として尊重すべき権利であって、職業選択の自由とともに、自己決定権の具体的な現れといえることができる（社会生活全般にわたる権利制限を、憲法13条に根拠を有する人格権そのものに対する侵害と捉えたものとしてハンセン病熊本地裁判決がある。本件訴訟においては、居住移転の自由の一類型である生活の本拠から転出しない自由を、被侵害利益である平穩生活権が包摂する権利利益として捉えることができる。）

また、各家庭の構成員には、地域に密着し、当該家庭の特色に即

して、教育を授け、これを受ける権利（憲法23条及び26条）があり、自ら教育により発達していく権利がある（以下、この権利を「人格発達権」ということもある。）と述べている。

さらに、「地域生活について見ても、人が、一つの地域に生まれ育ち、当該地域の地理的環境を前提にして、長年にわたって生まれ発展してきた伝統、文化及び生業を重んじ、当該地域と密着する職業を選択し、生涯にわたって地域や人との関係を築いて蓄積し、これを次世代に継承していこうとすることも、居住移転の自由（移転しない自由を含む。）、職業選択の自由（選択した職業を継続する自由を含む。）並びに家庭教育及び社会教育等の授受の自由（人格発達権）として現れ、人格権として尊重されるべきものである。」と述べ、人が生まれ育った土地で平穏な生活を送りそれにより人格を形成する利益について、人格権の内容として認めている。

また、福島地裁平成29年10月10日は、「人は、その選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利を有し」としているとし、平穏な生活には「生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとのかかわりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆくという、人の全人的な生活（控訴人らのいう「日常の幸福追求による自己実現」）が広く含まれる。」と判示しており、やはり、その者が生活の本拠としている土地での生活はその人格形成、幸福追求の価値から法的保護に値すると判断している。

さらに、東京地裁平成30年2月7日は、「自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係」を「包括生活基盤」という言葉で表し、包括生

活基盤に関する利益は、人間の人格に関わるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると判示した。すなわち、「包括生活基盤が安定し、一貫していることは、人間の健全かつ安定的な人格維持、人格形成及び人格陶冶を図る前提であるから、本来、安定し、一貫して存続することが望まれ、また、現実にも特段の事情がない以上、相当程度安定し、一貫して存続し、変化が想定できるとしても緩やかで、変化の前後に連続性のある、おおむね予測可能なものであって、そのことによって、人間が健全かつ安定的に人格を維持し、形成し、陶冶することを可能としているものである。

したがって、従前属していた本件包括生活基盤から利益を享受していた者にとって、同基盤が一定以上の損傷を被り、同基盤から享受していた利益が本質的に害され、その者の人格への侵害が一定以上に達した時は、従前属していた本件包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益を侵害されたものと解することが相当である。」と判示した。この裁判例も、人が生まれ育ち、人間関係を築いてきた地域での平穏な生活に法的権利性を認めている。

オ それぞれの裁判例が判示した内容は、控訴人らの主張する利益の権利性を認めたものである。

すなわち、自ら選択したこうばるの土地で住み続ける居住移転の自由や、こうばるの土地で働き続ける職業選択の自由、こうばるの土地・環境で子供を産み育て教育する自由、人格を形成する自由、幸福を追求する自由、そのような環境で継続的かつ平穏に生活をする自由という一つ一つの自由・権利に加え、「選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利」、「包括生活基盤に置いて継続的かつ安定的に生活する利益」を人格権として認めたのである。

そして、広島高裁令和2年1月17日決定は、人格権に基づき原

子力発電所の運転差し止めを求めた仮処分の即時抗告審であるが、「人の生命、身体はいうまでもなく重大な保護法益であり、また、これまで居住してきた生活環境の中でその生活を維持していき、その意思によらずにその生活環境を一方的に奪われないことも、人が個人として生きていくための基礎であって、重大な保護法益というべきであるから、人の生命、身体、生活の上記のような保護法益に係る権利は、人格権として、物権の場合と同様に排他性を有するものと解される。」として、「人は上記人格権が違法に侵害され、又は違法に侵害されるおそれがある場合には、現に行われている違法な侵害行為を排除し（妨害排除請求）、又は将来生ずべき違法な侵害行為を予防する（妨害予防請求）ため、上記人格権に基づいて当該侵害行為の差し止めを求めることができると解するのが相当である。」と述べ、上記3つの裁判例が述べるような権利、つまりは本件控訴人らが主張するのと同趣旨の権利をもとに差し止めを求めることができるとしている。

カ、小括

裁判例を概観すると明らかなように、生命・身体に加え、個人の人格形成、人格的発達を保障する精神的な人格権も憲法上保障される権利として確立している。

(3) 控訴人らの主張する権利について

控訴人らが主張している権利も、「いかなる人生を歩むか、いかに自己実現をはかるか」という「自己決定権」であり、これまで控訴人らが築き上げてきたこうばるでの生活は、「人間一人ひとりの自己決定権の行使により形成され、自らの個性を発揮して築き上げてきた成果」である。控訴人らは、こうばるという「一つの地域に住み続け、その地域の地理的環境を前提にして、長年にわたって生まれ発展してきた

伝統、文化および生業の全部または一部を継承することを選択」したのであり、こうばるという「地域に密着し、当該家庭の特色に即し、教育を授け、これを受け」ることを求めている。(前橋地裁平成29年3月17日判決参照)。

また、控訴人らは「生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとのかかわりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆく」ことを求め、「日常の幸福追求による自己実現」を求めているものである(福島地裁平成29年10月10日判決参照)。

さらに付言すれば、控訴人らは、「自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係」において、「継続的かつ安定的に生活をする利益」を享受する権利を主張しているのである(東京地裁平成30年2月7日判決参照)。

そして、控訴人らは、これらを人格権たる平穏生活権の内容として主張しているのであるから、控訴人らが主張する権利は、裁判例上も人格権の内容として認められている。

したがって、これら控訴人らの主張する権利は、理論上も、上記裁判例等によっても、人格権として保障される権利である。

4 差止請求の根拠となりうる権利であること

- (1) この点、原判決は、控訴人らが主張した「こうばるの豊かな自然とその恵みを享受しながら生活を営む権利」や「人が人として生きる権利及び人間の尊厳を維持して生きる権利」について、「保護すべき内容、場所的又は空間的な範囲、保護の方法・態様、権利の主体等が具体的に定まっているとはいえない」として、「差し止めを求めうる司法上の権利と言いうるような明確な実体を有するものとは認

められない」とする。

しかし、控訴人らが主張する権利は、上述のとおり具体的な内容をもった、人格権たる平穩生活権であって、権利として明確な実体を有する。保護すべき内容は、控訴人らのこうばるでの生活であり、場所的空間的な範囲、保護の方法・態様、権利主体等は明らかである。

- (2) なお、大阪高等裁判所平成4年2月20日判決（国道43号訴訟控訴審判決）は、「人は、平穩裡に健康で快適な生活を享受する利益を有し、それを最大限に保障することは国是であって、少なくとも憲法13条、第25条がその指針を示すものと解される。かかる人格的利益の保障された人の地位は、排他的な権利としての人格権として構成されるに価するといふべきところ、控訴人らの主張する人格権も、右趣旨と解されるのであって、本件差止請求の根拠となりうると解すべきである」と判示したうえ、「もつとも、人格権として保護されるべき法益は、生命、身体及び健康から日常の平穩かつ快適な生活まで多様であるが、それらの侵害に対して差止が容認されるのは、その侵害が基本的に違法と判断される場合でなければならない」と判示した。

そして、被告が、原告らが差止請求の根拠として主張した人格権について、人格権の法的性質をはじめとして、その侵害により派生する差し止め請求権の成立要件等に疑義を差し挟んだところ、「控訴人らが主張する保護法益が人格権の中心的内容となることは動かしがたいところで、そこに疑義を差し挟む余地はないといふべく、重要な法益の違法な侵害が存する限り差止請求権が派生すると解すべき」と判示した。

すなわち、大阪高裁は、排他的な権利としての人格権に対する侵

害については差止請求権が発生し、当該請求権に基づく差止が認められるか否かは、侵害が違法と判断されるか否かであると判断した。そして、この判断は、基本的には最高裁においても是認されている（最高裁平成7年7月7日判決）。

- (3) 本件にて控訴人らが主張している平穏に生活する権利も、人が個人として生きていくための基礎であって、まさに人格権の中心的内容であり、重大な保護法益である。

そのため、上記裁判例に照らしても、控訴人らの主張する権利は差止請求権の根拠となりうることは明らかである。

5 控訴人らの被害

- (1) 控訴人らが主張する被害とは、生まれ育ったこうばるで営んでいた平穏な生活を、本件工事によって自らの意思によらずに奪われて、生活すべてを失うことであり、こうばるで生活をして仕事をし、こうばるの自然や文化、伝統のなかで家族と営んできた生活を続け、地域の人々と交流し、幸福を追求するという営みが侵害されることである。その具体的内容は、被控訴人らそれぞれについて異なるため、詳しくは追って主張するが、ここでは被控訴人岩本宏之について述べる。

(2) 岩本宏之について

岩本は、こうばるにある現住居で生まれ育ち、現在に至るまでこうばるに住み続けている。岩本家は、江戸時代から現在の住所地に居を構え、生活をしてきた。岩本家は農業をして生計をたててきており、岩本も少年時代から農業に従事してきた。岩本自身は公務員を定年退職してからは、農業と山での狩猟と川での漁を行って生活の糧を得ている。また、山での狩猟や川での漁は、生活の糧を得る術だけではなく、そこでの収穫物を近所の人たちを分け合って交流

をし、人とのつながりを持つ術でもあった。岩本の人生はすべてこうばるの土地で営まれたものであり、岩本の人格はこうばるでのこのような生活の中、育まれてきたものである。

こうばるでは、住民らが助け合って生活をしてきた伝統・歴史があり、農作業や冠婚葬祭などは地域で行ってきた。こうばるの土地は、岩本の先祖らこうばるの先祖が田畑を整地し、道路を整備し、集落として発展させてきた。そのなかで地域のお祭りや年中行事が出来ていき、地域の伝統が生まれ受け継がれてきた。

岩本は、先祖代々生まれ育った土地に住み続けたいと考えており、自分が長年暮らしてきた土地で、地域の人々と関わり合い助け合いながらこれからも生活をしたいと考えており、それこそが、岩本の日常の幸福であり、自己実現である。

しかし、本件工事は、岩本の生活の本拠地や生きがいである農業や狩りや漁を奪い、地域の人々とのかかわりを奪うものである。

岩本は、本件工事によって、住処を奪われ、慣れ親しんだ土地、家、風習の中での静穏な生活を奪われたうえ、これまで築いてきた生活環境、人間関係の中で人格を形成し、幸福を追求することもできなくなる。そのため、本件工事により、岩本は平穏生活権たる人格権を侵害される。

(3) 小括

こうばるに住むすべての控訴人らについて、それぞれの生活、人生がある。それぞれの控訴人がこうばるの地で生活を築き、自己実現を目指して人生を送っていた。本件工事がこれらの人々の平穏な生活を送る権利を侵害していることについて、今後主張する。

そして、平穏生活権の侵害を受ける者が多数に及ぶことは、公共性を減殺する要素となるか、少なくとも侵害行為の違法性を強くす

る方向で働く事実というべきである。

6 総括

以上のとおり、本件において控訴人らが主張する、「選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利」、「包括生活基盤に置いて継続的かつ安定的に生活する利益」を享受することが人格権として、差止請求の根拠となりうる権利であることは明らかである。

ゆえに、控訴人らの主張する人格権について、差止めを求め得る私法上の権利と言えないとして、その余の判断をすることなく控訴人らの請求を棄却した原判決の判断は明らかに誤りである。

よって、原判決は取り消されなければならない。

第3 本件工事の違法性（工事の続行の差し止め）

本件工事は、控訴人らを居住し生活を送るこうばるの土地から追い出し、その生活全般を奪うことで人格権を侵害している。

控訴人らの主張する人格権は、個人が尊厳を持って生きるために不可欠なものであるから、それに対する侵害行為に対しては即差止が認められると考えるが、そうでないとしても、その侵害行為が許されるか否かは厳格に判断されなければならない。原判決は、このような厳格な判断をあえて回避したものであって、司法が役割を放棄したといっても過言ではない。

そして、本件工事には公共性がないことおよび、差し止められるべき違法性が認められることについては、原審控訴人ら第18準備書面にて述べたとおりであるが、その後明らかにになった事実も含め、今後追って主張する予定である。

第4 その他の権利について

その他、控訴人らが主張する、「生命・身体の安全及び生命・身体の不安におびえず平穩に生きる権利」についても、本件工事によりダムができることで、かえってダムのオーバーフローや放流の結果、急な増水が発生して洪水となり、生命身体の危険が生じることは、原審で主張したとおりである。また、本件工事に固執するあまり、川棚川の治水工事が行われていない事実も認められ、治水対策の不備により生命・身体の安全が脅かされている。

そのため、「生命・身体の安全及び生命・身体の不安におびえず平穩に生きる権利」の侵害も認められる。

また、「税金を有効かつ適切に利用される権利」についても、明らかに不要な事業であり、かつ、多くの人々の生活を奪うという人格権を侵害する事業に対し、自己が負担する税金を使用されるという事実は、個人にとって耐えがたい苦痛であるため、当該権利の侵害についても認められる。

第5 結論

以上の通り、控訴人らが主張する人格権が、違法な侵害行為に対し差止を求めることができる権利であることは明らかであるから、その点において原判決が誤っていることは明らかである。

本事件は、人格権に基づき事実行為としての工事の差し止めを求めるものであることから、控訴人らが受ける人格権の性質、侵害の程度等について適切に評価をしなければならない。他方、工事により得られる利益があるのか（この利益がないことは原審から主張してきたものであるが、原判決においては判断がなされていない）という点についても同様である。

よって、控訴審においては、人格権が差止を求めることができる権

利であることを前提に，その余の侵害性・違法性を中心に審理が進められるべきである。

控訴人らの人格権が，工事によって違法に侵害されており，且つ，今後さらに侵害される恐れがあることは明らかであるから，本件工事は差し止められなければならない。

以 上